

中小 M&A ガイドライン見直し検討小委員会の設置について（案）

令和 5 年 3 月
中小企業庁財務課**1. 概要**

「中小 M&A ガイドライン見直し検討小委員会」（以下、「本小委員会」）は、「中小企業の経営資源集約化等に関する検討会」（以下、「本検討会」という）に設けるものである。中小 M&A ガイドラインの見直し検討にあたり、本小委員会は、本検討会第 8 回において議論される「中小 M&A ガイドラインの見直し検討に関する論点」を踏まえ、具体的な内容やガイドラインへの書きぶり等について検討することとする。

2. 委員構成

学識者、士業専門家（弁護士、会計士、税理士等を想定）、商工団体、金融機関団体、M&A 仲介協会、フィナンシャル・アドバイザー経験を有する支援機関などで構成することを想定。

3. 当面のスケジュール

令和 5 年 4 月以降に第 1 回を開催し、第 9 回の本検討会（本年 6 月中旬 開催予定）において、当該時点の検討状況を報告する。

4. 議事の公開等について

- ・ 議事は非公開とする。ただし、特定の企業、経営者、従業員等に係る事例に言及する可能性が低いとあらかじめ見込まれる等の場合には、事務局が座長と相談して対応を決定する。
- ・ 配付資料は原則として公開とする。ただし、資料の内容を踏まえ非公開が適切と考えられる配布資料については、事務局が座長と相談して対応を決定する。
- ・ 議事要旨は公開とする。